

No.	テスト主体	テスト主体に求める主な事項
		要件を満たしているかを確認すること。

(1) テスト実施体制

- ア. 受託者はテストの管理主体者としてテスト管理を実施すると共にその結果と品質に責任を負うこと。
- イ. 受託者は担当職員、工程管理業者及びレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者と作業調整、進捗報告等を行うこと。

(2) テスト方法

- ア. 各テストを行うため一連のテストケース（入力、出力及びテスト基準）、テストシナリオ、テストデータ及びテスト手順を整理し、テスト実施要領として準備すること。なお、作成した基盤総合テスト実施要領は担当職員の承認を得ること。
- イ. テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、基盤総合テスト結果報告書を作成し、担当職員と協議の上、承認を得ること。
- ウ. テスト時に使用した不要なデータ、ユーザ ID、プロセス及びサービス等は本番稼動前には完全に削除し、削除したことを示す記録を担当職員に提出すること。

(3) テストデータ

テストデータについて、以下の要件を満たすこと。

- ア. テストデータは受託者で用意すること。
- イ. テストデータの管理は受託者の責任を以って行うこと。なお、テストで使用するデータについては、基盤総合テスト計画書に使用するデータの種類等を記載し、使用したテストデータはテスト結果とともに媒体で納品すること。

(4) 確認項目

基盤総合テストにおいて、想定している確認項目を以下に示す。

- ア. 機能性
 - A. 本システム基盤の機能
 - ・ 正常系、異常系ともに仕様どおり動作すること。
 - B. セキュリティ
 - ・ セキュリティ要件を満たしていること。
- イ. 信頼性
 - A. システムの信頼性
 - ・ 信頼性要件を満たしていること。

7.2.2 基盤受入テストの支援

担当職員が主体として実施する基盤受入テストにおいて本システムの動作の確認ができるよう支援すること。また、本番稼働開始の評価を行うため、受託者は基盤受入テスト期間中に以下の作業支援を行うこと。

- ア. 基盤受入テスト計画書（案）の作成
- イ. 基盤受入テスト手順書（案）の作成
- ウ. 受入テスト資源（設定ファイル、テストデータ、要員）の提供
- エ. 受入テストで確認された不具合の解析と報告
- オ. 設定ファイル、ドキュメント等の修正

7.2.3 レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が行うテストの支援

- ア. 本システムの動作を保障するためにレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が行う総合・運用テスト及び受入テストの作業支援を行うこと。
- イ. レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が実施する総合・運用テストにおける具体的な作業項目については、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が作成するテスト計画書の事前確認及び調整を行うこと。
- ウ. 総合・運用テストで発生した障害について、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が本システム基盤の要因と切り分けを行なった障害について、受託者は要因調査・修復、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者への対応報告をすること。
- エ. レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者の行う総合・運用テスト及び受入テストを通じて発生した、本システム基盤の設定変更作業を行うこと。

7.2.4 取込・定型資料作成等システム用機器の移設業務

- ア. 本システム基盤の移設期間中の連絡体制、責任分担、作業項目及び作業手順を明記した実施計画を策定し、必要に応じて担当職員と協議を行い、承認を得た上で、移設計画書として提示すること。
- イ. 受託者は平成 21 年 3 月に当省が別途調達する設置場所に取込・定型資料作成等システム用機器の移設を実施すること。
- ウ. 受託者は機器の移設作業に当たっては、設備の保護等の作業を適切に行うこと。また、作業の際に使用した梱包剤等は、受託者が処分すること。
- エ. 受託者は機器の移設作業等において、施設又は機器に何らかの損傷が発生した